

6月13日（金）

平成 20 年 6 月 13 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開会

出席議員 (45 名)

5 番	武井俊輔	(愛みやざき)
6 番	西村賢	(同)
7 番	川添博	(無所属の会)
8 番	河野安幸	(自由民主党)
9 番	山下博三	(同)
10 番	黒木正一	(同)
11 番	松村悟郎	(同)
12 番	坂口博美	(同)
13 番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
14 番	高橋透	(社会民主党宮崎県議団)
15 番	太田清海	(同)
16 番	外山良治	(同)
17 番	凶師博規	(愛みやざき)
18 番	松田勝則	(同)
19 番	中野廣明	(自由民主党)
20 番	横田照夫	(同)
21 番	十屋幸平	(同)
22 番	押川修一郎	(同)
23 番	外山衛	(同)
24 番	宮原義久	(同)
26 番	田口雄二	(民主党宮崎県議団)
27 番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)
28 番	新見昌安	(同)
29 番	満行潤一	(社会民主党宮崎県議団)
30 番	徳重忠夫	(自由民主党)
31 番	井本英雄	(同)
32 番	丸山裕次郎	(同)
33 番	野辺修光	(同)
34 番	浜砂守	(同)
35 番	萩原耕三	(同)
36 番	黒木覚市	(同)
37 番	中野一則	(同)
39 番	井上紀代子	(民主党宮崎県議団)
40 番	権藤梅義	(同)
41 番	長友安弘	(公明党宮崎県議団)
43 番	鳥飼謙二	(社会民主党宮崎県議団)
45 番	緒嶋雅晃	(自由民主党)
46 番	水間篤典	(同)
47 番	中村幸一	(同)
48 番	蓬原正三	(同)

49 番	米良政美	(自由民主党)
50 番	坂元裕一	(同)
51 番	外山三博	(同)
52 番	福田作弥	(同)
53 番	星原透	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知事	東国原英夫
副知事	河野俊嗣
県民政策部長	丸山文民
総務部長	山下健次
福祉保健部長	宮本尊一
環境森林部長	高柳憲一
商工観光労働部長	高山幹男
農政水産部長	後藤仁俊
県土整備部長	野口宏一
会計管理者	長友秀隆
企業局長	日高幸平
病院局長	甲斐景早
財政課長	西野博之
教育委員長	江藤利彦
教育長	江渡辺義人
公安委員長	田代知代
警察本部長	相浦勇二
人事委員長	黒木奉武
代表監査委員	城倉恒雄

事務局職員出席者

事務局局長	石野田幸藏
事務局次長	弓削孝幸
総務課長	田原新一
議事課長	富永博章
政策調査課長	桑山秀彦
議事課長補佐	孫田英美
議事担当主幹	日高賢治
議事課主査	山中康二
議事課主査	隈元淳二

◎ 開 会

○坂口博美議長 これより平成20年6月定例県議会を開会いたします。

ただいまの出席議員45名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員指名

○坂口博美議長 会議録署名議員に、十屋幸平議員、河野哲也議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○坂口博美議長 まず、今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、丸山裕次郎委員長。

○丸山裕次郎議員〔登壇〕 御報告いたします。

去る6月6日に閉会中の議会運営委員会を開き、本日招集された平成20年6月定例県議会の会期日程等について協議いたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は、合計12件、その内訳は、条例7件、条例以外2件、報告承認3件であります。このほか5件の報告が提出されております。また、人事案件3件が追加提案される予定であります。

これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査いたしました結果、会期については、本日から7月1日までの19日間とすることに決定いたしました。日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

今期定例会は、6月18日から5日間の日程で一般質問を行います。質問人数は合計20名以内とし、質問順序は、16日の通告締め切り後に行う抽せんにより決定いたします。質問時間は、

1人30分以内とすることを確認決定いたしましたところであります。

一般質問終了の後、議案・請願の所管常任委員会への付託を行います。6月25日、26日の2日間で各常任委員会を開催していただき、7月1日の最終日に、付託された議案・請願の審査結果報告をお願いいたします。

なお、議員から提出される議案の取り扱い及び特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

また、環境農林水産常任委員会から、エコグリーンプラザみやぎの調整池破損問題に関する調査経過等の報告を行いたいとの申し出がありましたので、本日のこの本会議において報告を行っていただくことといたしました。

以上で当委員会の報告を終わりますが、議員各位におかれましては、議会運営に特段の御協力をお願いいたします。以上でございます。

〔降壇〕

○坂口博美議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○坂口博美議長 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日より7月1日までの19日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 環境農林水産常任委員長報告

○坂口博美議長 次に、環境農林水産常任委員会から報告をしたいとの申し出がありますので、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり報告を受けることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。環境農林水産常任委員会、宮原義久委員長。

○宮原義久議員〔登壇〕 発言の許可をいただきましたので、御報告をさせていただきます。

当委員会では、エコクリーンプラザみやぎきの浸出水調整池が開業以来破損していたことに端を発する一連の問題について、早急な解決への対応を図るため、問題が公表された4月17日から現在までの2カ月の間に異例とも言える5回の委員会を開催し、当局への質疑、資料要求、財団法人宮崎県環境整備公社理事長ほかの参考人招致、知事の出席要請等を行ってきたところであります。

この間、多くの委員外議員の皆様が委員会へ出席されるなど、多くの県民からも関心の高い問題であり、また、この件に関する具体的な県の対応策など一定の方向性も示されましたので、これまでの審議の経過等について御報告を申し上げます。

エコクリーンプラザみやぎきは、県央部の11市町村で発生する一般廃棄物と県内で発生する産業廃棄物の処理を行うため、約348億円をかけ、県央市町村と宮崎県環境整備公社が整備した廃棄物処理施設であり、平成17年11月から本格稼働しております。管理運営を行う宮崎県環境整備公社は、現在、県OBの理事長を含め、

県から5名、宮崎市から7名、川南町から1名、嘱託等9名の合計22名の組織であり、財団の出捐金1億110万円のうち約45.6%を県が出捐しております。

まず、4月17日にエコクリーンプラザみやぎきの浸出水調整池が破損していたことが明らかになったことを受け、4日後の4月21日に緊急の委員会を招集いたしました。この中で当局より、「汚水を一時ためる浸出水調整池が地盤沈下のため破損し、開業以来3分の2が使用不能である。現在使用している第3水槽については補強工事を実施しており、構造上安全が確保されている。周辺の地下水等の継続的な水質調査の結果からは漏水はないと考えている」との報告がありました。

これに対し、委員からは、「現在に至るまでなぜ報告がなされなかったのか」「稼働している部分の補強工事はだれが負担したのか」「調整池のどの部分にクラックが入っているのか」などについて質疑があり、当局より、「平成18年7月に担当課に最初の報告がなされたが、大変な状況であるとの認識を持ったのは、現在の理事長から平成19年5月に報告を受けてからである。副知事には19年11月に、知事には20年2月に報告を行った。何の方策もなく公表することは混乱を来すおそれがあったため、発表がなかった。新聞報道される直前まで地元にも報告はなされていない。また、稼働している部分の補強工事については、公社、施工監理会社、JVが負担しており、負担割合は話し合いにより決定されている。さらに、クラックの箇所については把握していない」等の答弁がありました。当委員会といたしましては、当局に対し、補修費用の負担割合を決定した協議簿等の資料の提出を要求いたしました。

次に、4月25日の委員会では、要求資料の一部の提出及び説明を受け、委員会終了後、現地調査を行いました。現地は沢筋で、切り土、盛り土の多い地形であり、破損している浸出水調整池は盛り土上に位置しており、委員からは、「調整池の設置箇所について適切であったのか疑問である」などの意見が出されました。当委員会といたしましては、早急に対応すべき状況であるとの認識から、公社の組織に関する資料、建設に至るまでの経緯、浸出水調整池に関する図面、塩化化合物の処理能力について等の資料の提出及び説明を求めるため、5月14日に委員会を開催することといたしました。

しかしながら、環境整備公社が第3水槽以外の水槽も使用していたこと、浸出水の塩化物イオン濃度の上昇により、計画していた量が処理できない状況にあること、過去にマンホール等から計6回の漏水が起きていたことなどが5月1日に公表され、この内容は、これまでの委員会における当局の説明と異なることから、5月7日に緊急の委員会を招集するとともに、環境整備公社田中理事長ほか5名を参考人として招致いたしました。

この中で公社より、「対外的な説明において内容等にそごを来しており、不信感を招く結果となった。信頼を失墜させたことに対し責任を痛感している。浸出水調整池の一部が機能不全を起こしていること、及び浸出水の塩化物イオン濃度上昇による水処理が十分に行えないという大きな課題を現在抱えている。過去の漏水については、多くの緊急避難的な代替策を繰り返しながら運営を続けてきた。極めて危うい事業の展開を行ってきたと思っている」との説明がありました。

委員からは、「漏水に対する対応について、

どこからどこに報告があり、最終的にどこが判断して対応を決めたのか」「浸出水を市の下水道へ持ち込むことについて、塩化物イオン濃度など問題はなかったのか」「第三者の専門家による委員会を設立し、徹底的に原因を究明するとともに、今後の対策について取り組むべきではないか」「当局、公社の危機感が足りない。知事の政治判断で早急な対応をすべきではないか」などの質疑や要望が出されました。また、この委員会の中で、補修工事等について、協議過程や意思決定を示すような書類がない、組織としての報告、連絡、協議がなされていない、理事会に諮られていないなど、公社の内部組織体制の問題も明らかになりました。当局からは、「事実をすべて明らかにし、今後の対策を含めて、現在、関係部局と協議を行っている。できるだけ早急に対応できるようにしたい」との答弁がありました。

次に、要求していた資料の提出と説明を求めるため、5月14日に再び環境整備公社田中理事長ほか5名を参考人として招致し、委員会を開催いたしました。

なお、前日13日の定例記者会見において知事より、エコクリーンプラザみやぎき問題への対応を一両日中に発表する旨の発言があったことから、あわせて知事に出席を要請し説明を求めました。

この中で知事より、「地元住民の不安解消と一刻も早い機能回復のため、周辺地域の早急な環境調査の実施、原因等究明のための外部調査委員会の設置、第3水槽の安全性の検証とその他の水槽の早急な工事の実施、調査結果の速やかな公表の4つを基本方針として対策を実施する」との説明がありました。

このことについて委員より、「地元住民に正

確な情報公開がなされていない。十分に伝わるようをお願いしたい」「宮崎市と県の責任の所在があいまいである。問題解決のためには市と積極的に協議を行っていただきたい」「最終的な責任の所在があいまいになるおそれがあるので、計画段階からのあらゆる意思決定について検証していただきたい」との要望がありました。当委員会といたしましては、これまでのように後から事実が明らかになることがないよう、速やかな議会への報告を要望いたしました。

次に、県の基本方針が示されてから現在までの対応状況について報告を求めるため、6月4日に委員会を開催いたしました。当局からは、「知事をトップとする対策本部、副知事をトップとする連絡調整会議、及び専門家から成る外部調査委員会を設置した。外部調査委員会は、地盤工学、環境工学、コンクリート工学の専門家、公認会計士、弁護士で構成し、それぞれの専門的立場から検討をお願いする」との説明がありました。また、環境整備公社からは、エコクリーンプラザみやぎきの施設内外での環境調査の実施状況等について説明がありました。

このことについて、委員より、「協議簿などの関係資料がないことや契約の流れに不透明な部分があることについても、外部調査委員会で調査をしていくのか」「外部調査委員会の設置要綱における所掌事務には、責任の所在の究明についての文言がない。原因を究明しても責任の所在を明確にしないと意味がない。外部調査委員会では責任の所在まで究明していくのか」など、外部調査委員会に関して質疑があり、当局より、「予算執行に係る意思決定などすべての段階ごとの手続について究明していきたい。知事も公の場で発言しているとおおり、徹底的に

行っていきたい」との答弁がありました。また、他の委員より、「責任のなすり合いをしている場合ではない。県及び関係市町村は、自分たちの問題として取り組んでいただきたい」との意見がありました。

以上のように、当委員会では、エコクリーンプラザみやぎきに関する一連の問題について積極的に取り組んでまいりました。その結果、県の基本方針が示され、外部調査委員会の設置など解決に向け動き出したところであります。

最後に、当委員会といたしましては、今後もこの問題については議会に対して十分な報告を行っていただくとともに、一日も早い県民、地域住民の安心・安全が確保されるよう、特に外部調査委員会においては、徹底した原因究明と責任の所在の明確化、抜本的な対策の検討、また梅雨や台風時期に備えた早急な対策の検討がなされるよう、強く要望いたします。

なお、知事は、2月に報告を受け、3月に現地を視察しているにもかかわらず、正式に報告を受けたのが4月17日であったと公の場で発言されておられます。実際には、事態の緊急性、重大性を認識したのが4月17日の報告を受けてからであったということのようですが、解決へ向け動き出している中、県民に誤解を与えるおそれもありますので、知事を初め執行部におかれましては、意思の疎通を図られるなど十分注意していただくよう要望いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○坂口博美議長 環境農林水産常任委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 議案第1号から第9号まで及び

報告第1号から第3号まで上程

○坂口博美議長 次に、お手元に配付のとおり、知事より議案第1号から第9号まで及び報告第1号から第3号の各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○坂口博美議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 平成20年6月定例県議会の開会に当たりまして、まず冒頭に、エコクリーンプラザみやざき問題に関しまして、地元を初め、県議会並びに県民の皆様にご心配をおかけしておりますことを深くおわび申し上げます。

今回、エコクリーンプラザみやざきを運営する財団法人宮崎県環境整備公社の発表により、浸出水調整池の一部が、稼働の当初から破損し使用できない状態であったことや、数回にわたり漏水事故があったこと、そして何よりも、こうした問題を地元の皆様を初め関係者に対して適時適切に説明してこなかったことなど、問題が次々と明らかになりました。

県といたしましては、地元住民の皆様の不安解消と施設の一刻も早い機能回復が重要な課題であるとの認識から、周辺地域の環境調査を早急に実施すること、原因等の調査を行うため、外部調査委員会を設置すること、浸出水調整池第3水槽の安全性の検証とその他の水槽の工事を早期に実施すること、調査結果等については速やかに公表することの4つを基本方針に、県がリーダーシップを発揮し、関係市町村並びに公社と十分に連携をとりながら、スピード感を

持って対応することといたしました。

こうした中、5月には、私が本部長を務め、全庁的に対策を検討する対策本部を立ち上げるとともに、副知事が議長を務め、関係市町村や地元の対策協議会、公社との意見調整等を行う連絡調整会議を設置し、それぞれ第1回会議を開催したところであります。

また、恒久的な安全対策に加え、緊急的な対応策を早急に検討するほか、原因の究明や責任の所在を明らかにするため、法律や土木工学等の専門家で構成する外部調査委員会を設置し、今日4日に現地調査を、昨日は第1回会議を開催し、梅雨・台風対策について検証していただき、既に一部について着手したところであります。

県といたしましても、外部委員による調査を円滑に進めるため、専任職員を配置したところであり、引き続き一日も早い問題の解決に向けて全力を挙げて取り組んでまいりますので、皆様の御支援、御協力をお願い申し上げます。

それでは、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、2点ほど御報告させていただきます。

第1点は、宮崎—台北間の国際定期便の就航についてであります。

本県の国際線としては宮崎—ソウル線に次いで2路線目となる宮崎—台北線が去る6月1日に就航いたしました。これも、県議会を初め、関係団体や県民の皆様の積極的な御支援と長年の取り組みの成果であり、深く感謝を申し上げます。

この宮崎—台北線の就航を記念し、県議会や関係団体の代表者、また多くの県民の皆様と一緒に、本県と台湾との一層の交流拡大を図るため、6月1日から4日までの日程で台湾を訪

れ、政府関係機関やエバー航空を表敬訪問して定期便開設のお礼を申し上げるとともに、観光・物産フェアなどを開催して、宮崎のPRを行ってまいりました。また、これにあわせた特別企画として、独身男女による「台北出合いの旅」を実施し、一定の成果を得たところであります。宮崎空港の国際線の充実により、本県と東アジアとの交流の拡大や地域の活性化が一層促進されることを期待しますとともに、県といたしましても、宮崎—台北線の利用促進に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

第2点は、高速道路の整備についてであります。

去る4月26日に、国道218号北方延岡道路北方一舞野間の開通式が延岡市において開催されました。これにより、東九州自動車道及び九州横断自動車道延岡線の早期完成に一層の弾みがつくものと期待しているところであります。

こうした中、先月、改正道路整備費財源特例法が成立し、本年度の道路整備財源はほぼ確保される見通しとなりましたが、一方で、道路特定財源の平成21年度からの一般財源化が閣議決定されたところであります。今後は、今般の暫定税率の失効に伴い発生した歳入欠陥に対して、速やかに国の責任において適切な補てん措置を講じていただくとともに、東九州自動車道などの高速道路を初めとする県内道路網の早期整備を図るため、道路整備のおくれている地方に配慮した公平・透明な基準づくりや整備財源の重点配分を、国に強く求めてまいりたいと存じます。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

議案第6号「宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例」は、小児医療の現場を支える医師の

育成と安定的な確保を図るため、県内の小児科で専門研修を受けている医師に対して研修資金を貸与する条例の制定であります。

議案第8号「日南市と南那珂郡北郷町及び同郡南郷町の廃置分合」は、各市町の議会において、日南市、南那珂郡北郷町及び同郡南郷町を廃し、その区域をもって日南市を設置する旨の議決が行われたことを踏まえ、地方自治法の規定に基づき、議会の議決に付するものであります。

このほか、議案第1号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」外6件であります。説明は省略させていただきます。

次に、報告第1号は、一般国道448号道路災害復旧関連事業小崎トンネル1期工事の工事請負契約の変更についての専決報告であります。

報告第2号は、県税の増収及び地方交付税の確定並びに退職手当の確定等に伴う平成19年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)の専決報告であります。補正額は10億9,535万5,000円で、歳出予算の主な内容は、退職手当の減額2億9,200万円余、県債管理基金への積立金13億7,500万円余であります。この結果、平成19年度一般会計歳入歳出予算の規模は5,489億9,980万8,000円となります。

報告第3号は、地方税法の一部改正により、住宅の用に供する土地の不動産取得税の減額措置が延長されたこと等に伴い、関係規定の所要の整備を行うための宮崎県税条例の一部を改正する条例の専決報告であります。

これらの専決につきましては、いずれも時間的制約から専決を余儀なくされたものであります。

以上、今回提案いたしました議案の概要につ

平成20年6月13日(金)

いて御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○坂口博美議長 知事の提案理由説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせします。

あす14日から17日までは、議案調査等のために本会議を休会いたします。

なお、次の本会議は、6月18日午前10時開会、一般質問であります。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時28分散会